

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2020 OCT (Vol.42)

CONTENTS

新興国ニュース 第42回 インド最新ビジネス情報.....	2
株式会社東京コンサルティングファーム.....	2
新型コロナウイルスに関連する一時帰国中の中国駐在者の個人所得税.....	8
株式会社マイツ 国際事業部 東京中国室 室長 米国公認会計士 古谷 純子氏.....	8



株式会社 中国銀行	
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	
TEL:086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

新興国ニュース

第42回 インド最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインドの最新情報を3本立てでお届けいたします。

ぜひご一読ください。

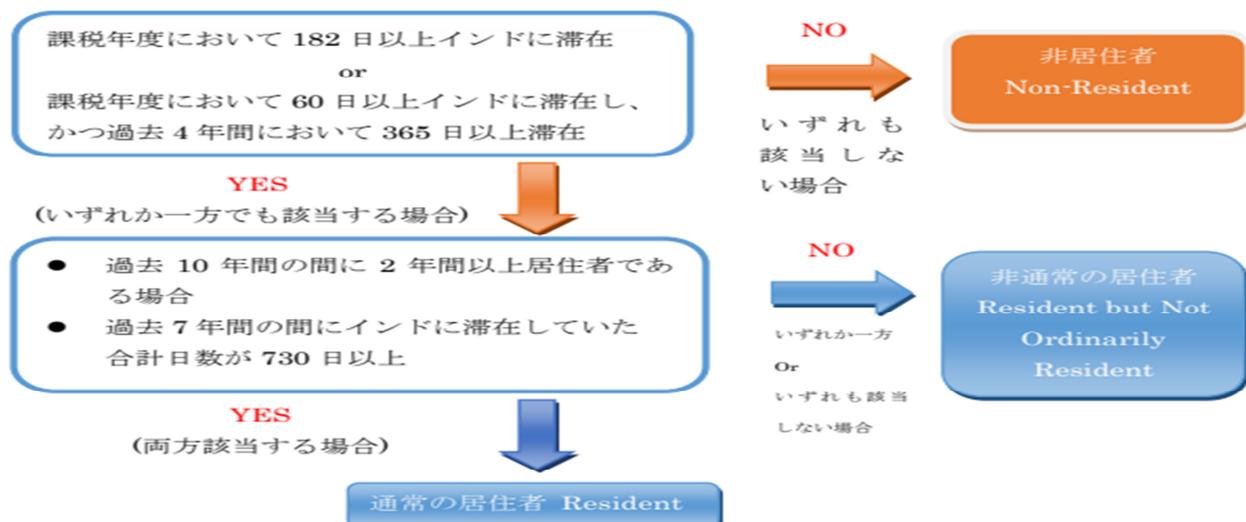
- (1) 一時帰国長期化又は帰任時の留意点
- (2) 居住取締役コンプライアンス対応と今後のリスクについて
- (3) 外国企業の所得税申告(ITR)の廃止について

1.【インド駐在員必見】一時帰国長期化又は帰任時の留意点

(1) 駐在員の一時帰国長期化時における留意点

今回は、新型コロナウイルスの影響によって一時帰国をされている駐在員の方に、「インドには戻る予定だが、一時帰国が長期化」と「駐在員がそのまま帰任扱いとなる」の2つのパターンにおいて、考えられる必要な手続きとその留意点について解説します。

(a) インドにおける居住性の判定



まずは一時帰国が長期化しているケースの留意点と必要手続きについて記載します。

(ア) 居住取締役のコンプライアンス

2020年8月10日現在において、F.Y.20-21における居住取締役のコンプライアンス要件に対する緩和措置は発表されておりません。従って、インドに居住性を有する方を取締役として任命しない限り、会計年度に182日以上滞在が必要というコンプライアンス要件を満たすことができません(会社法上の居住性と所得税法上の居住性の要件は異なるため、留意が必要です)。

(イ) 個人所得税の取り扱い

日本への一時帰国が長期化する場合、インドにおける個人所得税の取り扱いについては居住性の判断と居住性によってインド・日本で受け取る所得の範囲が異なる点に留意いただく必要があります。インドにおける居住性の判定と居住性による所得税の範囲に関する基本原則は下記の通りです。

さらに、日本にて一時帰国が長期化するにより、「日本側給与の源泉徴収義務」、「日本での滞在日数」、「日本でのPE認定リスク」等の日本での税務リスクについても留意する必要があります。

(b) 居住性による所得税の課税範囲

条件	居住ステータス		
	通常居住者	非通常居住者	非居住者
インド国内で受け取る又は受け取ったとみなされる所得 例：インド法人から支給される給与	課税（注）		
インド国内で発生又は発生したとみなされる所得 例：日本法人から支給される給与			
インド国外で発生かつ受け取っているが、インド国内からコントロールするビジネスから発生する所得	課税		非課税
インド国外で発生かつ受け取る所得 例：日本での家賃収入等の副収入	課税	非課税	
上記に該当しない所得 例：インドに関連しない所得			

日印租税条約の特別措置

日印租税条約上の日本の居住者

インド滞在期間が 183 日を超えない

（会計年度において）

報酬が非居住者（インド国外の居住者）から支給されている（例：給与支給は日本法人のみ）

報酬の最終的な負担は日本本社に帰属する

（例：駐在員の給与・手当等の日本本社負担額を日本本社からインド子会社に対して立替経費として請求していない）

(ウ) 銀行口座の維持

一時帰国が長期化し、銀行口座を使用した取引を行わない場合、銀行口座が凍結されるという可能性が少なからず考えられます。インドローカル銀行によって対応は異なる可能性がありますので、リスクの詳細については銀行に確認する事を推奨します。

(エ) 就労ビザ

FRR0/ビザ延長の申請自体は新型コロナウイルス蔓延下の緩和措置として申請自体はオンラインで行うことができますが、申請の条件としてインド国内にいる必要があるようです。従って、

日本に一時帰国中の立場では延長申請を行う事が困難な状況となっており、就労ビザの有効期限が切れてしまった場合は、新たに日本国内でインド大使館・総領事館に申請を行う必要があります。

(オ) FRR0

一般的に、FRR0 の取消は駐在員が帰任する際に行うものですが、今回のように短期的な一時帰国を想定していたにも関わらず、日本の滞在期間が長期化し、FRR0 の期限が切れてしまうケースが考えられます。

再度インドに入国を想定している方で、コンプライアンス面を重視する場合は、FRR0 オフィスに対して、既存の FRR0 を取り消す旨を伝える通知メール(Intimation)を送付する事が無難と言えます。

(2) 駐在員帰任時の留意点と必要な手続き

(ア) 取締役離任の手続き(該当する場合)

インド法人の取締役として登録されている場合、取締役を解任する場合は、その手続きがもちろん

必要となりますが、取締役としての登録以外に下記のような各種サイナーに登録している場合が考えられます。

現地のサイナーとして継続して登録できる可能性もありますが、利便性を考慮して他のインドに居住する取締役の方やその他インド人従業員等に変更するケースも考えられますので、下記登録について、一度確認する事を推奨いたします。

- a. Goods and Service Tax (物品・サービス税)
- b. Bank signatory (銀行)
(駐在員事務所で日系銀行を使用されるケースがありますが、毎月の納税額支払いの際に署名が必要となるケースがあります。)
- c. Importer-Exporter Code (輸出入業者コード)
- d. Shops & Establishment (店舗・施設法)
- e. Professional Tax if applicable
(プロフェッショナルタックス)
- f. Other registration as may be applicable
(その他の登録)

(イ) ITCC (Income Tax Clearance Certificate: 所得税納付証明) の取得

インド駐在員の帰任時には、駐在員がインドにて所得税の納付と確定申告を行ったことを証明するために ITCC の取得が義務付けられております。

通常、ITCC はインドから帰任する前に申請を行い、取得までに数週間を要する手続きです。今回は緊急的に帰国せざるを得ない状況であったため、この ITCC の取得が実務上は不可能であったことが考えられます。

将来的に、改めてインドに入国する際のビザ取得が必要となりますが、ビザ申請時に過去にインド滞在歴がある場合は Form 26AS や Form 16 を必要書類として提出する必要があります。

可能性として非常に低いと考えていますが、その納税証明に紐づける形で ITCC を要求されるかもしれません。仮に要求される場合の実務上の対応としてはコロナの影響により納税証明が取得できなかった旨を説明したレター (Explanation letter) を準備する形になると考えられます。

(ウ) 銀行口座の解約

銀行口座は必ずしも解約する必要はなく、置いておくことも可能です。解約を行う場合は、必要書類等を準備し対応を行う必要があります。インド再入国が困難な状況のため、銀行によってはメール等を通して手続きを行っているケースもあるそうです。詳細については、銀行にお問い合わせいただくことを推奨いたします。

(エ) アパートの解約

アパートの解約時には、賃貸契約書に記載のロックインピリオドやノーティスピリオドに留意する必要があります。

ロックインピリオドとは、契約の最低保証期間のようなものであり、11ヶ月と規定されているケースが多いです。仮に、ロックインピリオドの期間内にアパートを解約する場合は、残りの期間の家賃を支払う必要があるため注意が必要です。

基本的には契約を行う際にロックインピリオドの期間が長いのか短いのかという点に留意する必要がありますが、今回のように緊急時の帰国ですので、仮にロックインピリオド期間中の帰任になりますと、やむをえない対応として家賃を支払うこととなります。場合によっては、大家が支払いを免除してくれるケースもある可能性もありますので、そこは大家との交渉になるかと存じます。

ノーティスピリオドは、その名の通り通知期間を意味します。大家に対して、何か月前までには

アパートの解約をする旨を伝えなければいけないという事を規定しています。一般的には1ヶ月と規定されていることが多いです。

(オ) 日本人会の退会届
メール等にて退会の連絡をすることが可能です。

(カ) 在留届の解除
外務省のサイトにてオンラインで申請可能です。

2. 居住取締役コンプライアンスへの対応と今後のリスクについて

(1) 居住取締役コンプライアンスへの対応と今後のリスクについて

現在、居住取締役を務める日本人が一時帰国しており、居住取締役を務める方がインドにいらっしやらないという可能性があるかと存じます。

2013年インド会社法149条では、取締役のうち最低1名は「居住取締役」として当該年度において182日以上インドに滞在しなければならないと規定されております。

例1:

2020年4月1日より前にインドを離れた駐在員の方は2020年9月29日までにインドに戻る必要があります、2021年3月31日までインドに滞在して、会計年度2020-21の居住取締役としての基準を満たす必要があります。

例2:

2020年4月15日にインドを離れた駐在員の方は2020年10月13日までにインドに戻る必要があります、2021年3月31日までインドに滞在して、会計年度2020-21の居住取締役としての基準を満たす必要があります。

する必要があります。

現在、居住取締役を務めている日本人駐在員がインドで182日間の滞在をすることができず、インドに居住する他の者を居住取締役として任命する場合、以下の点を考慮する必要があります。

・追加取締役を取締役会にて任命することとなります。2020年4月1日に居住取締役として任命するにあたっては、2020年4月1日時点で有効なDIN(取締役番号)を取得している必要があります。

・居住取締役の任命に関するコンプライアンスは株主総会(AGM)よりも前に行われる必要があります。

・追加取締役として取締役会に任命された居住取締役は、株主総会によってはじめて通常の取締役として承認されます。したがって、年次総会の日付までにコンプライアンスを完了することが重要となります。

規定に違反した場合、少なくとも50,000ルピー、最大で500,000ルピーのペナルティが規定されています。

このペナルティが発生する2つのケースをご紹介します。

ケース1は、お客様ご自身で会社登記局(ROC)に訪問し、自己申告するケースです。

a. 法定監査、コンプライアンス監査、内部監査等において限定付適正意見の監査報告書を監査人から提出されます。

b. aの限定付適正意見を監査報告書に表明されないためには、会社登記局に訪問の上、当該限定

付適正意見に対して当局に対して説明を行います。

- c. その後、会社登記局によりペナルティ徴収の有無とその金額が確定されます。

この場合、ペナルティの支払いに加え、ROCへの申請書類の作成や申請コスト等の追加費用が発生することとなります。

ケース2は、監査報告書からお客様のコンプライアンス違反が発覚しROCから通知を受領する場合があります。

- a. ROCから通知を受領した場合は、既にお客様がコンプライアンスに違反していることとなります。
- b. 通知をROCから受領した場合、ペナルティ金額はROCによって決定されることとなります。

なお、2020年4月1日付でDINを取得しているとともに、当該年度(20年4月から21年3月末)において182日以上インドに居住することが確定している者を居住取締役にすることで、会社法に遵守できますが、注意点としては、株主総会までに上記取締役としての選任を完了させる必要があります。

定時株主総会の開催期日が9月末となっている上、株主総会の前に取締役会資料の準備等が必須となりますため、現在の居住取締役が182日ルールを履行できないことが想定される場合、早め上記アクションを取る必要があります。

3. 外国企業の所得税申告 (ITR) の廃止について

(1) 外国企業の所得税申告 (ITR) の廃止について

2020年財政法、及び1961年所得税法第115A条の改定によって、ロイヤリティ、又は技術サービス料から所得を得る外国法人の、インドにおける確定申告義務の免除について発表がありました。

これは、課税年度におけるインド源泉所得が、ロイヤリティ、又は技術サービス料のみから発生しており、かつ以下インド所得税法に規定の税率に従い源泉徴収されている場合は、当該外国法人及び個人の非居住者は、インドにおける確定申告は必要なくなりました。

インド-日本間の租税税率は10% (日本の税務署から提出された提出税居住証明書付き) ですが、インド所得税法に基づきますと、実効税率は10.40%となっております。今回の改正前は、日印条約に従って10.00%の利率を利用されていた企業様も多いかと存じます。

今回の改正に従いまして、外国企業が10.40%の源泉徴収税率を選択した場合、ロイヤリティ、又は技術サービス料から所得に対して、確定申告 (ITR) を提出する必要はありません。

Particular	India-Japan Treaty	Section 115A
Royalty Fees	10.00%	10.40%
FTS	10.00%	10.40%

条件：

- インドに PE が存在しないこと
- インド所得税法に規定の税率に従って源泉徴収されていること
- 当該所得が政府当局等からのものでないこと

メリット：

- インドで所得税申告を提出する義務がない
- インドで PAN を取得する必要なし
- PAN および確定申請を取得するために支払っていたコンサルティング会社などへのコスト削減
- 確定申告がない場合の予想所得税調査などのコスト削減

デメリット：

- 日印間の租税条約と比較して、追加の税金を支払う必要がある（日印条約の場合、0.4%（10.40% -10%）を別途支払う必要があります）

従いまして、インドに PE を持たない外国法人、かつインド源泉所得がロイヤリティ、又は技術サービス料のみの場合、外国法人はインド所得税法に規定の 10.40%にてインド側にて源泉徴収される場合、インドにおける確定申告とそれに伴う納税者番号 PAN の保有は必要ないこととなります。

この改定については、FY2019-20 から適用されることとなるため、インド子会社に対してロイヤリティや技術サービス料を請求してインド源泉所得を得ている日本親会社等、本件に該当する外国法人について、これまで日印租税条約上の税率 10%にて源泉徴収していた場合、以降、インド所得税法に規定の 10.40%での源泉徴収に変更の上、これまでの源泉徴収率との差異分の TDS を利息と共に追加納税することで、インドでの確定申告の必要はなくなることとなります。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます

いました。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

新型コロナウイルスに関連する一時 帰国中の中国駐在者の個人所得税

株式会社マイツ

国際事業部 東京中国室

室長 米国公認会計士 古谷 純子氏

一時帰国の長期化により駐在員が非居住者となる状況も散見される為、
中国の非居住者に対する個人所得税の取扱いを説明します

1. 居住者・非居住者の判定基準

中国：改正「個人所得税法」により、以下の通り、中国国内の累計居住日数 183 日未満が非居住者に該当しますⁱ。

改正後（2020年1月1日以降）	
居住者	住所を有しないが一納税年度内において中国国内に累計 183 日以上居住する個人等
非居住者	住所を有せず且つ一納税年度内において中国国内に滞在する日数が累計 183 日未満の個人等

日本：「所得税法」では、中国への再入国を前提とする駐在員は原則、以下の通り、非居住者に該当しますⁱⁱ。

現行の個人所得税	
居住者	日本国内に「住所」があるか又は現在まで引き続いて 1 年以上「居所」がある個人
非居住者	居住者以外の個人

現状、中国への再入国ができず、2020 年の中国国内の累計居住日数が 183 日未満となることが確定し、本年は日中双方で非居住者となる駐在員が散見され始めました。日中双方の非居住者となれば海外（日本）払い納税額は中国の外国税額控除の適用対象となりませんが、下述の通り二重課税となるケースがあり、注意が必要です。

2. 日本・中国における課税関係

中国側（現地法人業務に専念、日本本社業務と兼任に大別）、日本側の課税関係をそれぞれ説明します。

（1）中国側：非居住者の課税関係は、海外での兼職や役職（高級管理職）の有無、誰が給与の支払い・負担をするのか等が重要なポイントとなります。

中国現地法人の業務に専念している場合：

海外に滞在しているか否かに関わらず、（中国の）国外勤務日数として計算せず、原則、中国国内源泉所得に課税します。

財政部税政司 総局所得税司 税務総局国際税務司 非居住者及び住所の無い居住者の個人所得税政策の関連問題に関する回答ⁱⁱⁱ：

問：住所のない個人（高級管理職を含まない）が取得する賃金給与所得は、どのように国内所得と国外所得に分けるのか？

答：（前略）住所のない個人が海外企業において任職していない場合、海外に滞在しているか否かに関わらず、国外勤務日数として計算しない。

海外（日本）の業務を兼務している場合：

住所の無い非居住者に対しては、財政部、税務総局公告 2019 年第 35 号^{iv}（以下「35 号通知」と表記）が前提となり、以下に大別されます。

		滞在日数 90 日以下	90 日超から 183 日未満
非 居 住 者	非 高 級 管 理 職	(中国)国内勤務期間に属し且つ国内雇用者が支払いまたは負担する給与・賃金所得にのみ個人所得税を計算し納付。 【公式一を適用】 当月の給与・賃金の収入額=当月の国内外の給与・賃金総額 中国への再入国前では(0)日 × 当月の国内支払いの給与・賃金の金額 当月の国内外の給与・賃金総額 × 当月の給与・賃金の所属勤務期間中の 国内勤務日数 当月の給与・賃金が所属する勤務期間における暦日数	取得する国内勤務期間に所属する給与・賃金所得はいずれも個人所得税を計算し納付する。但し、国外勤務期間に所属する給与・賃金所得は、個人所得税を課税しない。 【公式二を適用】 当月の給与・賃金の収入額 = 当月の国内外の給与・賃金総額 中国への再入国前では(0)日 × 当月の給与・賃金の所属勤務期間における 国内勤務日数 当月の給与・賃金の所属勤務期間における暦日数
	高 級 管 理 職	その取得する国内雇用者が支払いまたは負担する給与・賃金所得は個人所得税を計算し納付する。 国内雇用者が支払い又は負担する給与・賃金所得ではない場合、個人所得税を納付しない。当月の給与・賃金の収入額は当月国内で支払いまたは負担する給与・賃金の収入額である。	国外勤務期間に所属し且つ国内雇用者が支払い又は負担する所得に属しない部分を除き、個人所得税を計算し納付。 【公式三を適用】 当月の給与・賃金収入額 = 当月の国内外の給与・賃金総額 × $\left(1 - \frac{\text{当月の国外支払い給与・賃金額}}{\text{当月の国内外の給与・賃金総額}} \times \frac{\text{当月の給与・賃金の所属勤務期間における国外勤務日数}}{\text{当月の給与・賃金の所属勤務期間における暦日数}} \right)$

すなわち、中国業務に専念している駐在員の場合、原則、海外滞在期間も中国国内勤務日数としてカウントされ、中国国内源泉所得に対して課税されます。一方、海外（例えば日本本社）業務を兼務している場合、35号通知に基づき、原則、非高級管理職であれば中国国内勤務日数がゼロ日となる為、実質的に課税所得が生じず、また高級管理職であれば、中国国内払い又は負担分を課税対象と考えます^v。但し、あくまでも業務の実態に即した兼務の有無とすべきであり、実態を反映しない場合には日中双方で税務リスクが生じる為、注意が必要です。

(2) 日本側：日本の所得税法では原則、役務地主義を採用し、以下の通り中国国内源泉所得か否かを問わず、日本国内において行う勤務による日本払い給与に非居住者として税率20.42%の個人所得税が課税されます。

非居住者及び外国法人については、日本国内で稼得した「国内源泉所得」のみが課税対象とされ、「国内源泉所得」に以下を含む^{vi}。

(10) 給与、賞与、人的役務の提供に対する報酬のうち国内において行う勤務、人的役務の提供に基因するもの、公的年金、退職手当等のうち居住者期間に行った勤務等に基因するもの

3. まとめ及び留意事項

従って、日中双方の非居住者の課税関係の概要は、原則的には下表の通りとなります。

		中国業務に専念	中国、日本の業務を兼任	
			高級管理職	非高級管理職
居住地		日本	日本	日本
給与 支払	現法	中国 a	中国 a'	中国 a'
	現法較差補填	日本 b	日本 b'	日本 b'
	本社兼務		日本 c	日本 c
納税 義務	中国	課税所得：a+b	同：a'	同：(a') 実質課税なし
	日本	課税所得：b	同：b'+c	同：b'+c

現時点では日本駐在員の多くが、中国にて居住者方式により月次納税をしていると認識しています。しかし、上記の35号通知のメリットを享受する場合には、居住者方式から非居住者方式への変更が前提となりますが、実務運用に関しては、所在地の税務当局により対応・可否が異なる可能性も考えられます。また繰り返しになりますが、あくまでも実態に即した給与支払い・負担とすべきであり、日中双方の税務リスクに注意が必要です。

従って、実務対応に際しては、個別且つ慎重にご判断・ご確認いただきますよう、くれぐれもご留意ください。

- i 詳細は「個人所得税法」(第1条)を参照のこと。原文は下記 URL の通り。
URL: <http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3967308/content.html>
- ii 詳細は「所得税法」(第2条)、国税庁タックスアンサー「No.2875 居住者と非居住者の区分」を参照のこと。原文はそれぞれ下記 URL の通り。
URL: <http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?vm=&re=&id=3120&lvm=02>
URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2875.htm>
- iii 原文は下記 URL の通り。
URL: <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810356/n3255681/c4245259/content.html>
- iv 原文は下記 URL の通り。
URL: <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c23755975/content.html>
- v 但し、日本の役員報酬や中国の董事報酬に関しては、下記の日中租税条約(第16条)等に基づく納税義務が生じる点に留意が必要。
第16条: 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- vi 同箇所は国税庁タックスアンサー「No.2878 国内源泉所得の範囲(平成29年分以降)」を編集したもの。原文 URL は下記の通り。
URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2878.htm>

【マイツグループ】

日本国内に3拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に10拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。
日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>
【TEL】03-6261-5323 / 【FAX】03-6261-5324
【問い合わせ窓口】 篠原(しのはら) Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。